# 国民健康保険税の特別徴収(年金天引き)のお知らせ

特別徴収とは、世帯主が受給している公的年金から、国民健康保険税(以下、国保税)をあ らかじめ差し引いて納付する仕組みです。(地方税法第706条、市国民健康保険税条例第16条)

## ■特別徴収の条件

下記の条件全てに該当する世帯は、国保税の特別徴収対象被保険者となります。

- ▶世帯主が国民健康保険(以下、国保)に加入している
- ▶年額18万円以上の公的年金を受給している
- ▶世帯の国保加入者全員の年齢が65歳以上75歳未満である
- ▶介護保険料と国保税の合算額が年金受給額の2分の1以下である

## ■特別徴収と普通徴収の違い

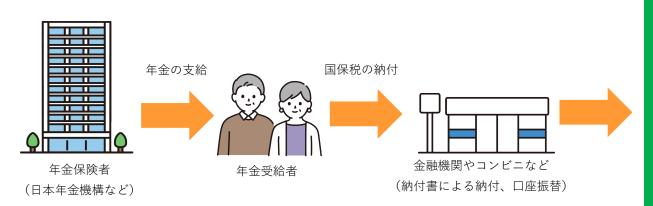
#### ①特別徴収



※年金から国保税を特別徴収で納付されて いる方のうち、滞納することなく納めている 方は申し出により普通徴収(口座振替に限 <u>る)にすることができます。</u>

詳細は税務課までお問い合わせください。

### ②普诵徵収



お問い合わせ先:湯沢市役所市民生活部 税務課市民税班 国保税担当 ☎ 0183-55-8094(直通)



湯

湯